

公立大学法人富山県立大学債権管理細則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公立大学法人富山県立大学会計規程（以下「会計規程」という。）及び公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程に定めるもののほか、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の債権の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって債権の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。ただし、発生と同時に消滅するものを除く。
- (2) 債権の管理に関する事務 法人の業務によって生じる債権の管理に関する事務をいう。

(債権管理事務)

第 3 条 債権の管理に関する事務は、会計規程第 22 条に規定する会計責任者が総括する。

(債権の管理)

第 4 条 会計責任者は、債権が発生したときは、債権の内容を確認し、適切に管理しなければならない。

2 会計責任者は、債権を管理する帳簿を備え、債権の発生から消滅までの間、次の各号に掲げる事項を管理しなければならない。ただし、授業料に係る債権については、会計責任者が別に定める様式をもって帳簿とすることができる。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額

- (3) 債権計上日
- (4) 債権の発生事由
- (5) 債権の種類
- (6) 履行期限
- (7) 入金日
- (8) その他債権を管理するために必要な事項

(履行の請求)

第5条 会計責任者は、債権の発生後速やかに納付すべき金額、支払期限、納付方法等を記した請求書(様式第1号、第2号)又は振込依頼書等により、債務者に債務の履行を請求しなければならない。

- 2 前項の請求書に記載する履行期限は、請求額を通知した日の翌日から起算して15日以内の日としなければならない。ただし、特定の履行期限の定めのあるものについては、この限りでない。

(督促)

第6条 会計責任者は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの(以下「未収債権」という。)がある場合には、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 前条の請求及び前項の督促の方法は、書面又は口頭によるものとする。

(債権の保全)

第7条 会計責任者は、必要に応じて債権にかかる保証人を設定することができる。

(保証人に対する請求等)

第8条 会計責任者は、債権のうち、第6条第1項の規定による督促を行ってもなおその全部又は一部が履行されないものがある場合には、保証人に対し履行を請求することができる。

2 前項の規定により保証人に対して履行の請求をするときは、保証人の住所及び氏名ならびに請求に係る事由を記載した書面を送付するものとする。

(債権の消滅)

第9条 会計責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(未収債権の管理)

第10条 会計責任者は、毎月、未収債権の調査を行わなければならない。

2 会計責任者は、半期毎に未収債権の内容及び今後の回収計画について理事長に報告しなければならない。

(債権の保全手続等)

第11条 会計責任者は、第6条第1項の規定による督促又は第8条第1項の規定による保証人に対する請求をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。

(2) 前号に該当しない債権については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の延長等)

第12条 会計責任者は、その履行期限の延長をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(債権の放棄等)

第13条 会計責任者は、次の場合であって、債権の回収の可能性がないと判断された場合は、理事長の承認を得て債権を放棄することができる。

(1) 自己破産し配当が終了した場合

(2) 行方不明となり2年以上経過した場合

- (3) 死亡した場合
 - (4) 法人にあつては清算事務が終了した場合
 - (5) 債権残高が回収費用に見合わない場合
 - (6) その他理事長が必要と認めた場合
- 2 会計責任者は、債権放棄をした場合は、債権残高の償却処理を行わなければならない。
- (遅延損害金)

第 14 条 債務者の責に帰すべき事由により、約定した支払期日を経過して代価の支払がなされない場合は、その債権残高に対して年 3%の割合で計算した金額を遅延損害金として、その期日の翌日から支払をした日までの遅延日数に応じて日割り計算で債務者に請求するものとする。

- 2 遅延損害金の計算においては、計算した遅延損害金の額に百円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、計算した遅延損害金の額が千円未満であるときは、請求を行わないものとする。
- 3 授業料、その他理事長が認める債権については、遅延損害金を免除できるものとする。
- (その他)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、この細則を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。